

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 警察庁)

| | |
|-----------------------------------|--|
| 【事務・事業名】 信号機・道路標識・パーキングメーター等の保守管理 | |
| 1. 根拠法令 | 信号機・道路標識等 道路交通法第4条 パーキング・メーター等 道路交通法第49条、道路交通法施行規則第6条の8 |
| 2. 実施主体 | 信号機・道路標識等 民間事業者 パーキング・メーター等 公益法人 |
| 3. 従事者数 | 信号機・道路標識等 算出困難 パーキング・メーター等 約1,200人(平成17年3月31日現在) |
| 4. 予算額 | 信号機・道路標識等 調査中 パーキング・メーター等 約63億5千万円(平成15年度) |
| 5. 事務・事業の内容 | 信号機・道路標識等 機器の点検・清掃、信号灯器の電球交換、障害発生時の修理事務 パーキング・メーター等 時間制限駐車区間における車両の運転者に対する情報の提供、駐車する車両の整理、駐車適正を確保するために必要な措置及びパーキング・メーター等の管理に関する事務 |
| 6. 民間開放の状況 | 信号機・道路標識等 信号機・道路標識等の現場における実際の整備及び整備後の保守管理については既に広く民間に委託しているところである。 パーキング・メーター等 パーキング・メーター等の管理等に関する事務は、道路における交通の安全に寄与することを目的として設立された公益法人であって、これらの事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者に委託することができることとされており、現在、公益法人に委託しているところである。 |
| 7. 当該事務事業を廃止した場合の影響 | 信号機・道路標識等 当該事務事業を廃止した場合は、信号機の故障、標識の欠損等に対する迅速な復旧が行えず、適正な交通規制の実施が困難となり、交通の安全と円滑に著しい支障を及ぼすこととなる。 パーキング・メーター等 当該事務事業を廃止した場合は、パーキング・メーター等の適正な管理等が行えないことから、短時間駐車需要に対応した適正な駐車規制が行えず無秩序な路上駐車を増加させることとなり、交通の安全と円滑の確保に著しい支障を及ぼすこととなる。 |
| 8. 更なる民間開放についての見解 | 信号機・道路標識等 信号機・道路標識等の現場における実際の整備及び整備後の保守管理については既に広く民間に委託しているところである。 パーキング・メーター等 平成16年6月9日に道路交通法の一部が改正され、平成18年6月までに放置駐車車両の確認及び標章の取付けに関する事務等が民間に委託される予定であることから、これにあわせてパーキング・メーター等の保守管理等の業務についても基本的に民間に開放する方向で、委託の在り方等について検討しているところである。 |

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 警察庁)

【事務・事業名】 信号機・道路標識・パーキングメーター等の保守管理

9. 個別の質問項目

当該業務については、マニュアル化・ガイドライン化等すれば民間でも実施可能と考えられるが、貴庁の見解如何。

信号機・道路標識等

信号機・道路標識等の現場における実際の整備及び整備後の保守管理については既に広く民間に委託しているところである。

パーキング・メーター等

放置駐車車両の確認及び標章の取付けに関する事務等が民間に委託される予定であることから、これにあわせてパーキング・メーター等の保守管理等の業務についても基本的に民間に開放する方向で、委託の在り方等について検討しているところである。

パーキングメーター等の管理を行う公益法人の概要についてご教示願いたい。

当該公益法人は、道路交通法施行規則第6条の8において、「道路における交通の安全に寄与することを目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）で、法第49条第1項のパーキング・メーター若しくは同条第2項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務又は同条第3項に規定する措置を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める者」とされており、現在、都道府県交通安全協会等が委託を受けている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。